

子どもと子育てに優しい社会を目指して

1. 保育所の子育て支援

(1) 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

- ① 日常の保育に関連したさまざまな機会を活用して保護者と相互理解を図ること
- ② 保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと
- ③ 保護者の就労と子育ての両立を支援するために、保護者の多様化した保育の需要に応じること
- ④ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、保護者に対する個別の支援を行うこと
- ⑤ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合は、個別の支援を行うこと
- ⑥ 保護者に育児不安が見られる場合は、個別の支援を行うこと
- ⑦ 保護者に不適切な養育が見られる場合は、市町村や関係機関との連携をとり適切な対応を図ること
- ⑧ 虐待が疑われる場合には、市町村または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること

(2) 地域の保護者等に対する子育て支援

- ① 地域に開かれた子育て支援（保育所の保育に支障がない限りにおいて）
- ② 地域の関係機関等との連携

2. 幼稚園の子育て支援———幼児期の教育のセンターとして

- ① 保護者や地域の人々に機能や施設を開放すること
- ② 幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したりすること
- ③ 未就園児と保護者の登園を受け入れること
- ④ 保護者同士の交流の機会を提供すること

この章では、保育所、幼稚園、その他の保育施設における子育て支援、さらに地域のさまざまな事業所の子育て支援について取り上げています。子どもと子育てに優しい社会を目指して、保育施設だけでなく、地域のさまざまな場所で、子育て支援が行われています。